

1 平成 12 年三重県鉱工業指数基準改定結果の概要

1 概況

三重県鉱工業生産指数及び生産者製品在庫指数はウェイトを基準年次に固定する「ラスパイレス算式」によっているため、基準年次から遠ざかるに従って実勢を反映しがたくなります。そのため、指数の基準年は原則として5年ごとに更新されることとなっています。

今回新たに平成12年を基準として指数の改訂を行いました。平成12年基準指数の種類及び基本構造はおおむね平成7年と同様ですが、基準の改定に伴う採用品目の変更、ウェイトの再計算、業種分類の変更を行いました。

1 指数の種類、基準時、ウェイトの算定基準等

- (1) 指数の種類.....生産指数及び生産者製品在庫指数
- (2) 基準時.....平成12年(2000年)
- (3) ウェイト算定基準.....生産指数は基準時付加価値額、生産者製品在庫指数は基準時平均在庫額
- (4) 指数値の計算.....暦年別、四半期別及び月別、業種別及び特殊分類別

なお、四半期の1期とは1月～3月期、2期とは4月～6月期、3期とは7月～9月期、4期とは10月～12月期のことです。

分類については次のとおりです。なお、鉱工業指数の算出にあたっては、業種分類中、公益事業は用いず、参考系列としています。

2 分類

分類は、日本標準産業分類(平成14年3月改訂 総務省)に準拠した「業種分類」と、品目の経済的用途に着目した「特殊分類」の2つの分類を設けました。

それぞれの内容は次のとおりです。

(1) 業種分類

- 1) 業種分類については、県内における製造業の形態、業界通念、利用上の便宜等を考慮して、日本標準産業分類の一部組替えを行いました。その内容は次のとおりです。
 - a) 17-化学工業のうち174-化学繊維製造業以外を「化学工業」としました。
 - b) 11-繊維工業、12-衣服・その他の繊維製品製造業、17-化学工業に分類される174-化学繊維製造業を合わせて「繊維工業」としました。
 - c) 14-家具・装備品製造業のうち家具製造業以外については製造工業全体で代表させました。
 - d) 16-印刷・同関連産業、21-なめし革・同製品・毛皮製造業、31-精密機械器具製造業、32-その他の製造業に分類される328-武器製造業は非採用とし、製造工業全体で代表させました。
- 2) 電気機械工業(旧分類)は「電気機械工業」「情報通信機械工業」「電子部品・デバイス工業」に分類されました。

ただし、在庫指数については各業種における品目が少ないため、分類せずに「電気機械工業(旧分類)」のみとしました。

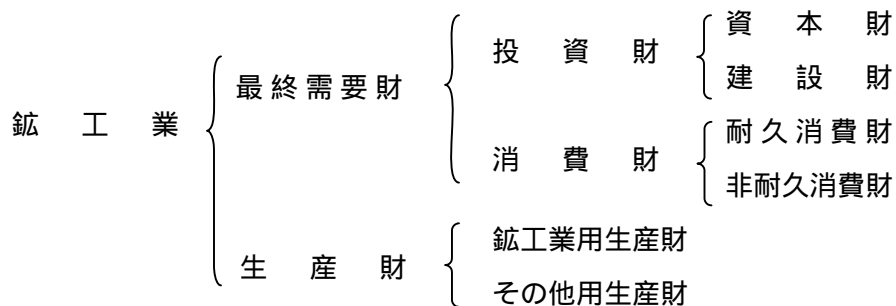
- 3) 「ゴム製品工業」「家具工業」「木材・木製品工業」「その他製品工業」を合わせて、「その他工業」を設けました。
- 4) 「鋳業」は日本標準産業分類では大分類ですが、ウェイトが小さいので、1つの業種分類としました。
- 5) 「公益事業」は「電力・ガス事業」に名称変更されました。

これにより、当県における業種分類は次のとおりです。

鋳	工	業
製	造	業
鉄	鋼	業
非鉄金属製品工業		
一般機械工業		
電気機械工業（旧分類）		
電気機械工業		
情報通信機械工業		
電子部品・デバイス工業		
輸送機械工業		
窯業・土石製品工業		
化学工業		
石油・石炭製品工業		
プラスチック製品工業		
パルプ・紙・紙加工品工業		
繊維工業		
食料品工業		
その他工業		
ゴム製品工業		
家具工業		
木材・木製品工業		
その他製品工業		
鋳		業
（参考）		
電力・ガス事業		業
産	業	総
		合

(2) 特殊分類

1) 特殊分類の構成



2) 特殊分類の内容

- ・最終需要財 ... 鉱工業または他の産業に原材料等として投入されない製品。ただし、建設財を含み、企業消費財を除きます。
- ・投資財 ... 資本財と建設財の合計。
- ・資本財 ... 家計以外で購入される製品で、原則として想定耐用年数が1年以上で比較的購入価格が高いもの。
- ・建設財 ... 建築用と土木用の合計。
- ・消費財 ... 家計で購入される製品（耐久消費財と非耐久消費財の合計）。
- ・耐久消費財 ... 原則として想定耐用年数が1年以上で比較的購入価格が高いもの。
- ・非耐久消費財 ... 原則として想定耐用年数が1年未満または比較的購入価格が低いもの。
- ・生産財 ... 鉱工業および他の産業に原材料等として投入される製品。ただし、企業消費財を含み、建設財を除きます。
- ・鉱工業用生産財 ... 鉱工業の生産工程に原材料、燃料、部品、容器、消耗品、工具等として再投入される製品。
- ・その他用生産財 ... 非鉱工業用の原材料、燃料、容器、消耗品および企業消費財。

3 採用品目

生産指数の採用品目は188品目（産業総合190品目）、生産者製品在庫指数の採用品目は120品目です。（詳細は巻末付録に掲載）

なお特殊分類では、次の8品目について用途別構成比でウェイトを分割して、複数の系列として扱っています。

携帯電話	資本財	耐久消費財
普通・小型乗用車	資本財	耐久消費財
普通・変わり板ガラス	建設財	鉱工業用生産財
フロート・みがき板ガラス	建設財	鉱工業用生産財
ガラス繊維	建設財	鉱工業用生産財
B・C重油	鉱工業用生産財	その他用生産財
A重油	鉱工業用生産財	その他用生産財
植物油脂	非耐久消費財	鉱工業用生産財

4 ウェイト

生産指数は基準時付加価値額の一万分比によるウェイトであり、生産者製品在庫指数は基準時年平均製品在庫額の一万分比によるウェイトです。

ウェイトの算定にあたっては、平成12年工業統計調査、本邦鉱業のすう勢調査、生産動態統計調査等を基礎資料としました。

計算方法は、まず工業統計調査、本邦鉱業のすう勢調査をベースに指数の業種分類の概念に合うように調整を加え、その生産構造により業種ウェイトを算定し、各業種の財別構成比により業種ごとの特殊分類ウェイトを算定しました。次に生産動態統計調査により品目別ウェイトを算定しました。その際、非採用品目のウェイトは製造工業全体でふくらましを行いました。

5 基準数量

生産指数・・・採用品目の平成12年の年平均生産数量を基準としました。

生産者製品在庫指数・・・採用品目の平成12年の年平均在庫数量を基準としました。

ただし、医薬品については、数量概念では単価に著しい開きがあるため金額系列を採用することとし、平成12年の年平均生産金額、同在庫額をもって基準数値としました。

6 指数の算式

算式は、基準時の固定ウェイトで加重平均するラスパイレス算式です。

Q：総合指数 q：数量 w：ウェイト

o：基準時 t：比較時 i：採用品目 (i = 1, 2, ..., n)

$$Q_t = \frac{\sum_{i=1}^n q_{ti}}{\sum_{i=1}^n q_{oi}} \times 100.0$$

この算式で平成10年1月より最新年次までの計算を行い、平成9年12月以前の指数については、平成7年基準指数にリンク係数を乗じることにより接続計算を行います。

リンク係数は次の算式により算定します。

$$\text{リンク係数} = \frac{\text{平成12年基準指数の平成10年1月～3月平均季節調整済指数}}{\text{平成7年基準指数の平成10年1月～3月平均季節調整済指数}}$$

7 季節調整

季節調整については、米商務省センサス局が開発したセンサス局法「X-12-ARIMA」の中のX-11デフォルトを採用しました。